

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 新居田 弘文

1 日時

平成 23 年 4 月 27 日（水曜日）

午後 3 時 12 分開会、午後 3 時 48 分散会

2 場所

第 2 委員会室

3 出席委員

新居田弘文委員長、熊谷泉副委員長、田村誠委員、佐々木博委員、佐々木順一委員、

工藤大輔委員、平沼健委員、工藤勝博委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、米内担当書記、高橋併任書記、山舘併任書記、漆原併任書記、

佐藤併任書記

6 説明のため出席した者

東大野農林水産部長、橋本副部長兼農林水産企画室長、徳山農政担当技監、

須藤農村整備担当技監、竹田林務担当技監、寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長、立花競馬改革推進室長、沼崎技術参事兼農村計画課総括課長、

小岩農林水産企画室企画課長、大友団体指導課総括課長、

小田島団体指導課指導検査課長、菊池流通課総括課長、工藤農業振興課総括課長、

千田農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、

伊藤農村建設課総括課長、千葉農産園芸課総括課長、小野農産園芸課水田農業課長、

山田畜産課総括課長、渡辺畜産課振興・衛生課長、佐野林業振興課総括課長、

藤川森林整備課総括課長、赤澤森林整備課整備課長、佐藤森林保全課総括課長、

石田水産振興課漁業調整課長、大村漁港漁村課総括課長、

菅原競馬改革推進室競馬改革推進監

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

議案第3号 平成23年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

議案第8号 農業大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

議案第23号 農業大学校条例の一部を改正する条例

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○新居田弘文委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

この際、本委員会の書記に異動がありましたので、新任の書記を紹介いたします。

村上担当書記。米内担当書記。高橋併任書記。山舘併任書記。漆原併任書記は所属が変わりましたので紹介します。佐藤併任書記。

なお、執行部の新任職員につきましては、後日改めて紹介する機会を設けたいと思いますので、御了承願います。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小岩農林水産企画室企画課長 それでは、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波に伴う農林水産関係の被害状況と対応状況につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明いたします。

この表でありますけれども、推計被害額と 4 月 25 日現在の積み上げ被害額に分かれておりますけれども、推計被害額につきましては、今後復旧、復興対策を講じていく上で被害の全容を把握しておく必要があることから、調査結果も踏まえまして推計したものであります。

まず、この表の上ですけれども、農業についてであります。推計被害額は 798 億円で、内訳は農畜産物が 14 億円、これは農作物の津波流出被害や停電、燃料、飼料不足による畜産被害であります。

次に、農業施設は 65 億円で、これは直売交流施設やパイプハウス、農業機械などの損害であります。

次に、農地・農業用施設が 719 億円で、これは農地の津波浸水被害や農地、海岸保全施設、具体的には防潮堤でありますけれども、これの破損によるものであります。

第 2 に林業についてでありますけれども、約 231 億円で、内訳は林業施設が 216 億円、こ

これは合板工場でありますとか単板工場などの木材加工施設や治山施設、これは防潮堤が主なものですが、これの被害によるものであります。

次に、林産物でありますけれども、1億5,000万円で、これは木材や菌床シイタケブロック、シイタケほだ木の地震による落下ですとか、流出による被害であります。

次に、森林・林地荒廃ですが、13億4,000万円で、これは林野火災や県有防潮林の流出によるものであります。

最後に、水産・漁港関係でありますけれども、3,137億円で、内訳は水産施設が456億円、これは種苗生産施設、共同利用施設、魚市場などの被害によるものです。

次に、漁船ですが、961億円で、これは県内の漁船、約1万4,000隻余りありますけれども、これがほぼ滅失したものと推計したものであります。

次に、漁具についてであります、444億円で、これは定置網で、大型、小型ございますが、この定置網がほぼ滅失したものと推計したものであります。

次に、養殖施設であります、132億円。これは県内の養殖施設2万6,500台ほどございますが、これがほぼ滅失したものと推計したものでございます。

次に、水産物ですが、118億円。これは、これら水産物がほぼ滅失したものと、過去の生産額から推計したものでございます。

最後に、漁港関係であります、1,026億円で、31の県管理漁港及び80の市町村管理漁港が全体として被害を受けたと推計したものでございます。

結果、合計ですが、4,166億円ほどとなります。その右ですけれども、このうち沿岸地域の被害が4,130億円と、ほぼこの地域の被害となっております。

次のページをお願いいたします。課題と対応状況についてであります。区分ごとに、課題、対応の順で主なものを御説明いたします。

まず、農畜産物についてであります、①の生乳廃棄や家畜死亡に対する支援といたしまして、損失補てん対策を国に要望しておるところでございます。

次に、農地の塩害、土砂堆積への技術対策指導につきまして、営農技術マニュアルを発行しておりますし、さらに塩害対策実証ほを設置するとともに、除塩の目標値を確認しておるところでございます。

次に、農業施設についてであります、②の機械・施設の再整備への支援といたしまして、被災農業者の負担軽減対策を国に要望したところでございます。

次に、農地・農業用施設についてであります、①の農地・農業用施設被害状況を把握するため、農地・農業用施設災害復旧支援隊、通称NSSとっておりますけれども、これを編成いたしまして被害調査を実施し、現在その結果を取りまとめ中でございます。

また、陸前高田市気仙川かんがい用水路の被害調査を本日から30日にかけて実施することとしてございます。

②のガレキ等の除去といたしまして、環境省の補助事業での対応のほか、作付に間に合わせるため、農地等災害復旧事業での対応を検討中でございます。

④の農地・農業用施設及び集落排水施設の応急工事といたしまして、農地等災害復旧事業の査定前着工制度を活用いたしまして、農業用パイプラインの応急工事を実施中でございます。

次のページ、よろしくお願ひします。林業関係についてであります。林業施設についてありますけれども、治山施設被害の詳細調査と二次災害防止に向けました対策といたしまして、前浜地区防潮堤、野田村にございますけれども、これにつきまして応急工事に向けて現地調査を実施するとともに、対策工法を検討中であります。

また、被災した合板工場などの再整備と応急的な流通対策への支援についてであります、商工労働観光部と情報共有をしながら対応することとしておりますし、林業関係災害対策連絡会議を開催いたしまして、チップ受け入れに関する製紙会社や国への要望、木材加工施設の復興に関する国への要望を実施したところでございます。

③の防潮堤・防潮林や林業関係施設等の復旧といたしまして、防潮堤・防潮林の復旧や林業関係施設等の復旧支援制度創設などにつきまして国に要望したところでございます。

次の林産物についてであります、津波で海水や泥などにつかったほだ木からのシイタケ発生対策といたしまして、真水によるほだ木洗浄方法につきまして指導しているところ

でございます。

次に、森林についてであります。林野火災被害の詳細調査と復旧に向けた森林所有者の意向把握についてであります。大槌町、釜石市を対象に調査を実施するとともに、現在森林所有者の特定と意向調査を進め、早期復旧に向けた対策を検討中でございます。

最後に、林地荒廃であります。地震により崩壊した林地の概要把握、これはほぼ終了してございまして、今後復旧に向けた測量調査を実施することとしてございます。

次のページをお願いいたします。水産業・漁港関係についてであります。水産施設等についてであります。漁業と流通・加工業の一体的な再構築といたしまして、国家プロジェクトと位置づけ、推進するよう国に要望済みでありますし、沿岸地域の生産、加工、流通体制に係る復旧、復興ビジョンの検討に着手してございます。

②の魚市場機能の復旧といたしまして、鮮度保持のための応急対応への支援策について、この後補正予算議案として提案させていただくこととしてございます。

次に、漁船についてであります。漁船の確保といたしまして、残存漁船及び修理により使用可能な漁船数などを把握するとともに、漁船の確保に向けた支援策を現在検討しているところでございます。

次に、漁具についてであります。定置漁業の再開に向けまして、これも提案させていただきますが、新たな事業を起こしまして、定置網設置箇所の海底等の状況を把握するとともに、漁具を確保するための支援策を検討中でございます。

次に、養殖施設についてであります。養殖業の復旧に向けまして、これもこの後提案させていただきますが、新規に事業を起こしまして、養殖施設設置箇所の海底などの状況を把握することとしてございます。

次に、水産物についてであります。種苗生産体制の再構築について検討しているところであります。

最後に、漁港関係についてであります。漁船の安全航行のための航路及び泊地を確保するため、県管理の31漁港すべてで臨港道路の障害物除去を実施中であり、また13の漁港で泊地と航路の障害物除去を実施中でございます。

また、大船渡漁港など県管理6漁港におきまして、堤防の仮締め切りや護岸の決壊防止のための応急工事を実施中でございます。

次のページをお願いします。3の主な国への要望活動と意見交換についてであります。まず、(1)の要望活動といたしまして、①、3月20日に菅直人東北地方太平洋沖地震緊急対策本部長に対しまして、国家プロジェクトの実施について要望してございます。

また②、4月14日には、鹿野農林水産大臣に対しまして、農林水産関係被害に関する要望書を提出してございます。

次に、(2)の被災地の市町村長・漁協組合長等との意見交換についてであります。①、3月28日には、岩手県選出国會議員及び山田衆議院農林水産委員長と、②ですけれども、4月16日には鹿野農林水産大臣、③ですが、4月20日には衆議院農林水産委員会と漁協組合長などが意見交換をしておるところでございます。

以上でございます。

○新居田弘文委員長 これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程のとおり、議案3件について審査を行います。

初めに、議案第3号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)中、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費中、第1項農林水産施設災害復旧費、第4項庁舎等施設災害復旧費中、第1目庁舎等災害復旧費を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○橋本副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。まず、議案(その2)の冊子でございます。1ページをお開き願います。

議案第3号平成23年度岩手県一般会計補正予算(第2号)であります。3ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額は3,000万円となるものであります。

4ページにまいりまして、11款災害復旧費の補正予算額は、1項農林水産施設災害復旧費の141億7,923万円と、その3行下の4項庁舎等施設災害復旧費1億5,032万2,000円のうち、当部所管の1,177万4,000円を合わせた補正予算額141億9,100万4,000円となるものであり、総額142億2,100万4,000円を補正しようとするものであります。

これは、東北地方太平洋沖地震及び津波被害への対応に係る復旧、復興に要する経費について増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明を申し上げます。予算に関する説明書の20ページをお開き願います。

6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費は3,000万円の増額であります。これは被災した地域の土地改良区に対し、農業用水の確保や施設の維持管理等に必要な資金の貸し付けを行おうとするものであります。

次に、少し飛びまして27ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費は7億6,700万円の増額であります。これは、被災した海岸保全施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

4目漁業用施設災害復旧費は9,663万3,000円の増額であります。これは被災した漁業用施設の災害復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。

5目漁港災害復旧費は130億3,433万7,000円の増額であります。これは被災した県管理漁港施設の災害復旧等に要する経費を増額しようとするものであります。

6目水産業用施設等災害復旧費は2億8,126万円の増額で、説明欄の一つ目の産地魚市場緊急支援事業費補助は1億336万円の増額であります。これは被災した地域の魚市場に対し、運営の早期安定化を図るため、必要な資機材の整備等に要する経費に対し補助しようとするものであります。

次に、説明欄二つ目の漁場復旧支援事業費は1億7,790万円の増額であります。これは被災した地域の定置網漁業、養殖漁業等の早期復興を図るため、漁場の海底調査や資源量調査を実施し、定置網施設や養殖施設の整備等に係る漁場復旧計画を策定しようとするものであります。

次に、31ページをお開き願います。4項庁舎等施設災害復旧費、1目庁舎等災害復旧費は1,177万4,000円の増額であります。これは大船渡市及び洋野町にあります水産技術センター研究室の復旧に向けての調査を行おうとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し

上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 それでは、数点質問したいと思います。

魚市場の機能の復旧に関してですが、実際県内で利用可能な市場が何カ所あって、そして今回この補正によって新たにどのような形で市場機能が回復し、本来の漁業環境が整っていかうとするのか、それについてお示し願います。

また、養殖施設等の復旧等に関してですが、海底等の状況把握というのはいち早く進めていただかなければなりません。そういった中でこのような提案をしていただくことには感謝しますが、例えばウニの関係でいきますと、6月、もうそろそろとっているところもあるのですが、県北のほうでは増殖溝を使ってウニをとるような形で今日まで進めてきましたが、現状からすると、砂がいっぱい入ってしまって全く使えないというような状況にあります。海底の調査と同様に、またそちらの方でも早急に使えるように、砂の除去等の工事も必要となってくると思いますが、それらについてはどのように取り組んでいくのかお示し願います。

また、大船渡市、洋野町における種苗生産体制の再構築の検討ということの説明がありました。この計画については、いつごろまでにまとめて行動に取り組んでいくのか、その方向性、また見通しについてお示し願います。

○寺島水産担当技監兼水産振興課総括課長 現在、応急的に再開をしております魚市場でありますけれども、宮古魚市場、それから久慈、それから八木のところでやっております。普代村のほうもやっております。今、特にも壊滅している市場、それからまた中核的市場として考えております大船渡、釜石、これはまだ再開しておりませんが、それらの市場も対象に考えてございます。

それから、養殖施設、今養殖漁場にも瓦れきがたくさんあるというふうには漁業者の方から言われておりますし、恐らくあるだろうというふうには思っております。そういう漁場の調査をこの事業の中で実施し、瓦れきを撤去して、できるだけ早く養殖施設を整備していきたい。特にも漁業者からは、ワカメ、昆布であれば1年で収穫ができるので、その施設整備を急いでほしいということの特にも言われております。そういうふうにはしたいと思っております。

それから、県栽培漁業協会のことだと思いますけれども、大船渡と種市の栽培事業所、そ

れから大槌の魚類のほうの施設、三つともダメージを受けております。大槌のほうはほとんど壊滅的と言っていいほどですし、大船渡もまた、かなりひどい状況だと思っております。ただ、種市のほうは、当初は写真だけ見て、ここも同じようにだめかと思ったのですけれども、瓦れきを撤去していろいろ調べてみますと、ここは復旧が早くできるのではないかなということを今考えておりました、これらについても調査をし、そこの被害の状況を見ながら早目の対応をしていきたいというふうに思っております。

○大村漁港漁村課総括課長 増殖溝の被災の関係でございますけれども、今般、予算に計上させていただいております漁業用施設災害復旧費、これで県下の増殖場の調査をまずやるということにしております。ここで計上させていただいております工事請負費の4,200万円余、これにつきましては、まさに洋野町の増殖溝に砂が堆積しているということで、災害査定前に応急的に砂を取るという工事を早急にやりたいということで提案申し上げているところです。以上でございます。

○工藤大輔委員 大変ありがとうございます。今応急的に運営されている市場も、製氷装置とか製氷機とかを早急にしないと、今の時期ぎりぎり大丈夫かなというところもあるのですが、完全にもうこれから暑くなってきて、また業者の方々が買い入れるにしても、氷がどうしても必要になってくるということで、またあわせてウニ等においても、とっても殺菌装置も流されてしまったりと、それら必要な資材等がその時期、時期に必要なってきますので、その時期に合った対応をよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、改めて種苗生産施設の復旧に向けた計画策定、そしてその実行には早い対応をお願ひしたいと思います。以上です。

○平沼健委員 先ほど農林水産企画室企画課長から対応状況の説明がございましたけれども、その中でこれがということではないのですけれども、もう1カ月半ですね、被災してから。非常に遅いというふうに思っているのは私だけではないと思うのです。その対応が遅いということです。これは県だけではなく、国に関連することが相当多いからこういうことにもつながってくるのかなという気はしますけれども、それにしても非常に遅い。

それで、これから再興、再建するかしないかという、今土壇場にあるわけですね、この沿岸の被災された商店にしても、水産加工場にしても、あるいは製造業にしても。やっぱりその辺が具体的に、公的にこういうところまでやるとか、やれるのだということが早く出てこない、経営者は判断できないのです。そうすると、せつかくの雇用も失われていくということなのです。これが一番心配なのです。

だから、先ほど説明がありましたけれども、例えば3ページの林業関係ということで林業

施設が載っていますね。これは、木材関係というか、製材、合板を含めて大変な被害を受けて、どうするかということだと思いますのですけれども、これがこのように対応が検討中とか、それはそうだと思うのですけれども、商工労働観光部と情報共有しながら云々ということで。しからば農林水産部として、どのようにしたいというか、できるというか、そういうようなこともお尋ねしたいと思うのです。こういうふうにしなければならないという、そういう強い思いというものをお聞きしたいと思います。これが一つ。

それから、先ほど議場でも話したのですけれども、水産業でいろいろな課題があって、一つ一つというか、ぼつぼつ国と、あるいは県の施策がいろいろ出てきているようですね。ただ、これは新聞紙上のお話ですから、はっきり決まったかどうかはわかりませんが、養殖施設の整備を全額国と県が行うとか、あるいは船、漁船の場合には3分の2を補助しますよ、3分の1、3分の1ですね。本当にすばらしいことで、こういうことが出てくると、みんな漁民も元気づくのです。こういうことを、あらゆる商業を含めた形で早くこれを進めないと判断できないのです。せっかくやろうとしてきている人もいますから、そういう面で、すべてというか、いろんな形での産業についての支援というものを何ぼでも早くお願いしたいと。

お聞きしたいのは、これは青森県のようなのですが、漁船の購入費に3分の1を補助をするのだというようなことが青森の新聞に出ております。この辺は、岩手県はまだこういう具体的なことまでは触れられていないと思うのですけれども、何かこういうお考え、水産漁業に対する岩手県の考え方がもし決まっていれば、お聞かせいただければと。この二つについてお願いします。

○東大野農林水産部長 国の1次補正予算に対する対応ということとお聞きしますけれども、国の1次補正予算案、今週になってだんだん内容が明らかになってきたという経緯の中で、日程上、今回の県の補正予算に盛り込むことができないという事情があり、今回の補正予算の中には入ってございません。これから国のほうの具体的な制度の内容をもう一度確認し、地域の方々がどのように対応できるか、するかということもございしますので、それをお聞きした上で、できる限り早い時期で対応できるように取り進めてまいりたいと考えてございます。

林業関係、水産加工関係もそうですけれども、民間企業、中小企業なりの制度対応という部分もございしますし、そうではなくて農林水産部所管の漁業協同組合なり森林組合での施設整備、共同利用施設としての整備という、両方が入り組んだところもやはり被災してございます。その点について、説明資料では、商工労働観光部とお互いに情報共有しながら進めていくということではございますが、おしかりのとおり、事業者の方が動き出したいという

声も実際に聞いてございます。そういう意味で、動き出しが遅いというおしかりはごもっともですが、できる限り支援ができるような方向で検討を急いでいきたいと考えてございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号農業大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、議案第23号農業大学校条例の一部を改正する条例、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○鈴木農業普及技術課総括課長 農業大学校条例の一部を改正する条例に関する議案2件について御説明申し上げます。まず、議案(その3)の冊子でございます。9ページをお開き願います。

議案第8号農業大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてであります。

10 ページをお開き願います。あわせてお手元に配付いたしました議案第8号の資料で御

説明いたします。

まず、提案の趣旨であります。本条例では農業大学校に入学を許可された者の入学料の納付について定めておりますが、今回の改正は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により、甚大な被害を受けた者の入学料の納付について、免除することができるよう定めようとするものであります。

なお、この条例は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したことから、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものであります。

次に、条例の内容であります。条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事は平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対して、入学料を免除することができる規定を同条例附則第 4 項に新たに設けたものであります。

また、枠内 2 番目の丸にございます。農業大学校条例施行規則で免除を受けることができる者は、住居の全壊又は半壊、住居の全焼又は半焼、住居の流失、学資を主として負担している者の属する世帯の収入の著しい減少としたところであります。

なお、施行期日につきましては、平成 23 年 4 月 1 日からとしたところであります。

次に、議案第 23 号農業大学校条例の一部を改正する条例であります。40 ページをお開き願います。あわせてお手元に配付した議案第 23 号の資料で御説明いたします。

まず、改正の趣旨であります。本条例では、農業大学校に入学を志望する者の入学検定料の納付について定めておりますが、今回の改正は平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けた者の入学検定料の納付について免除することができるよう定めようとするものであります。

次に、条例案の内容であります。条例第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事は平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により甚大な被害を受けたと認められる者に対して、入学検定料を免除することができる規定を同条例附則第 4 項に設けようとするものであります。

また、免除を受けることができる者は、入学料の免除と同様の基準とするよう、農業大学校条例施行規則の改正を予定しているところであります。

なお、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上で議案についての説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○新居田弘文委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木博委員 入学検定料とか入学料の免除というのは、まことにいいことだと思いますけれども、金額的にはそんなに大きいわけではありません。授業料が一番大きいわけですが、授業料の減免については一切何もないのでしょうか。

○鈴木農業普及技術課総括課長 授業料の減免については、条例の中で既に減免の規定がございます。災害等により著しく収入が減少した場合に授業料の減免を認めることで、既に制定といえますか、そういう制度が取り入れられております。以上でございます。

○新居田弘文委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は1件ずつ行います。

お諮りいたします。初めに、議案第8号農業大学校条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することと決定いたしました。

次に、議案第 23 号農業大学校条例の一部を改正する条例は、原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新居田弘文委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

なお、委員の皆様には、委員会調査についての御報告がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査について御報告があります。4月14日に正副常任委員長会議を開催し、委員会調査について協議をしたところではありますが、今般の大震災を受けて議員の任期が延長されたことにかんがみ、延長された期間中は、原則として委員会調査は行わないことと決定されたところがあります。御了承願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でした。